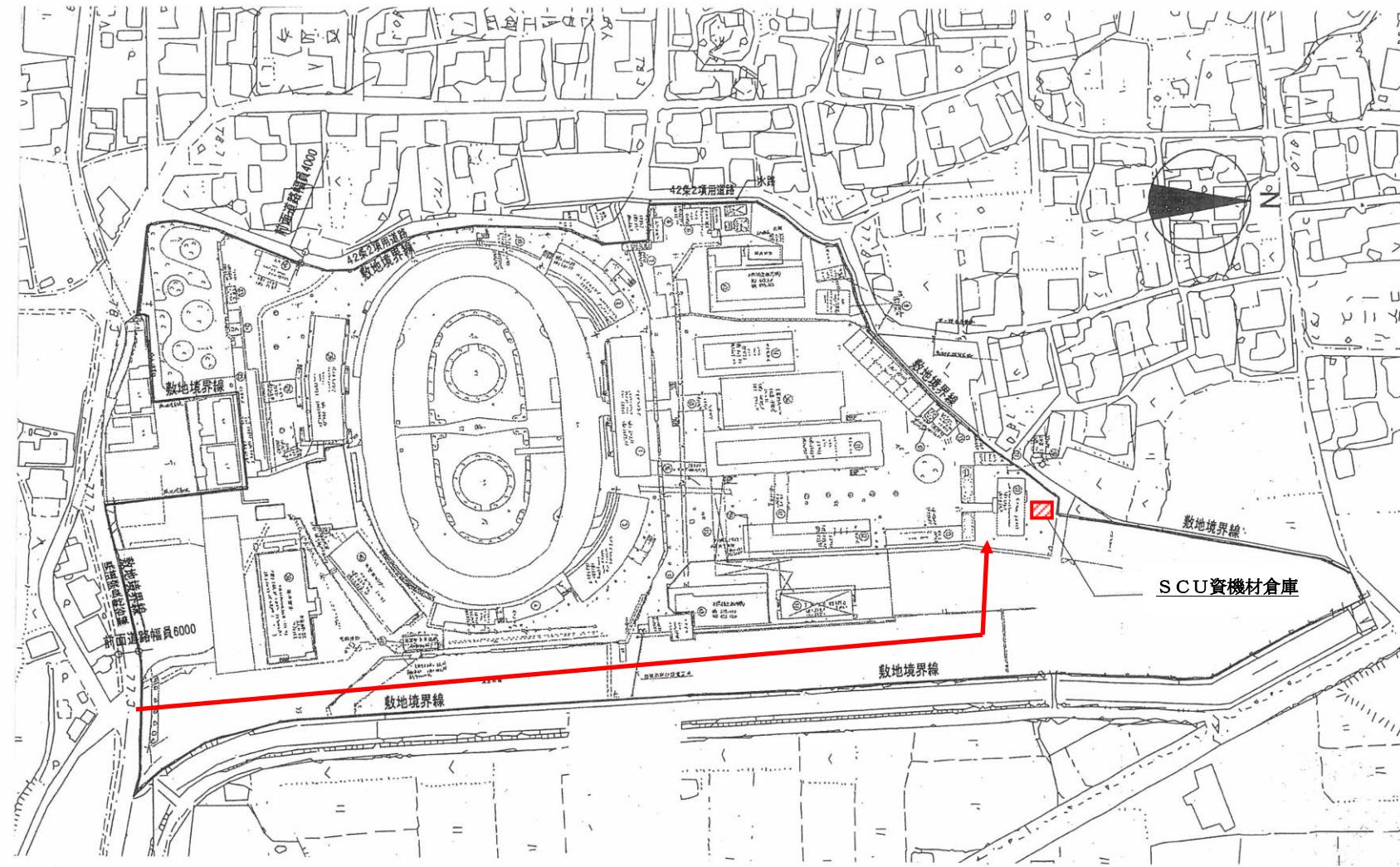
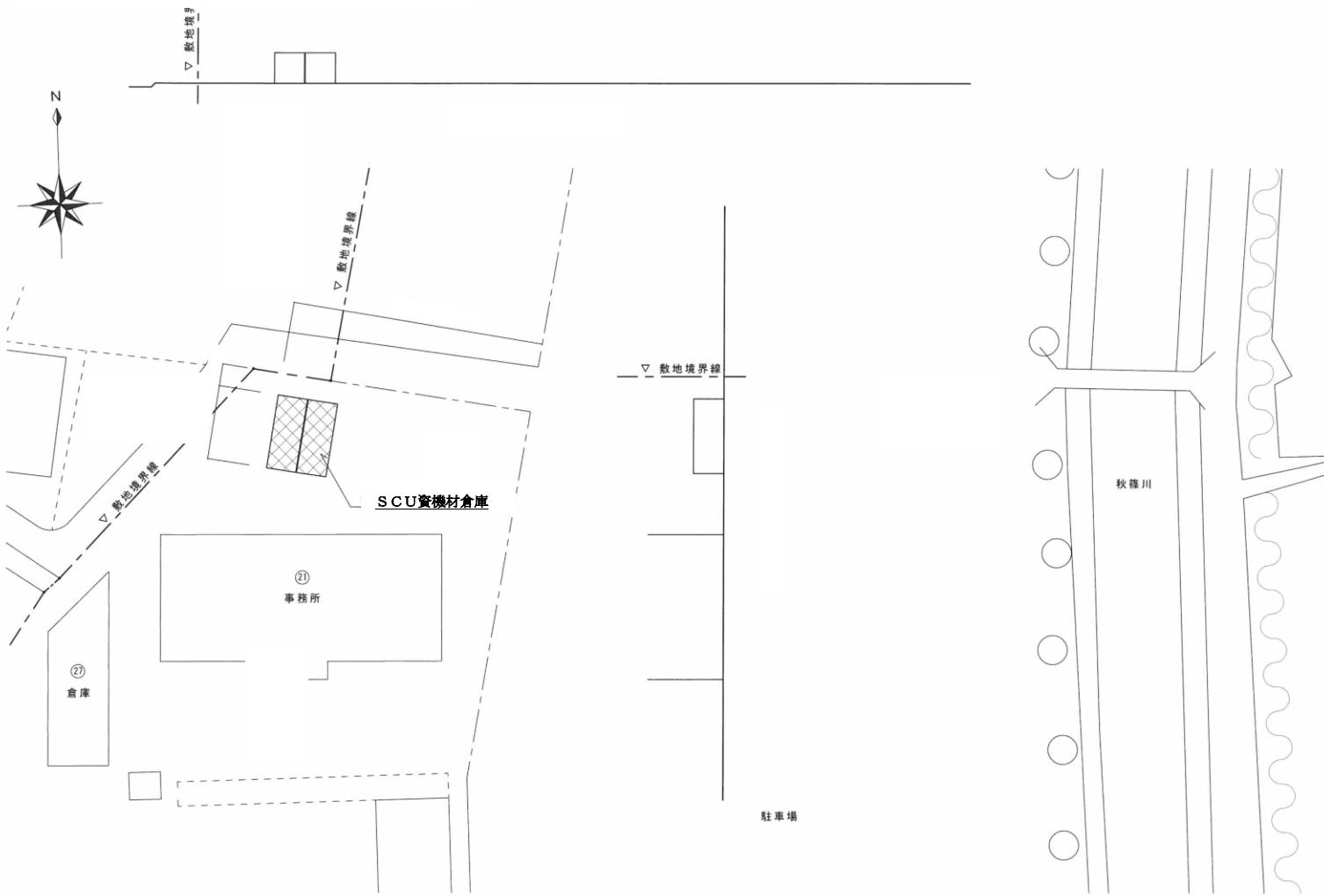


資料 6

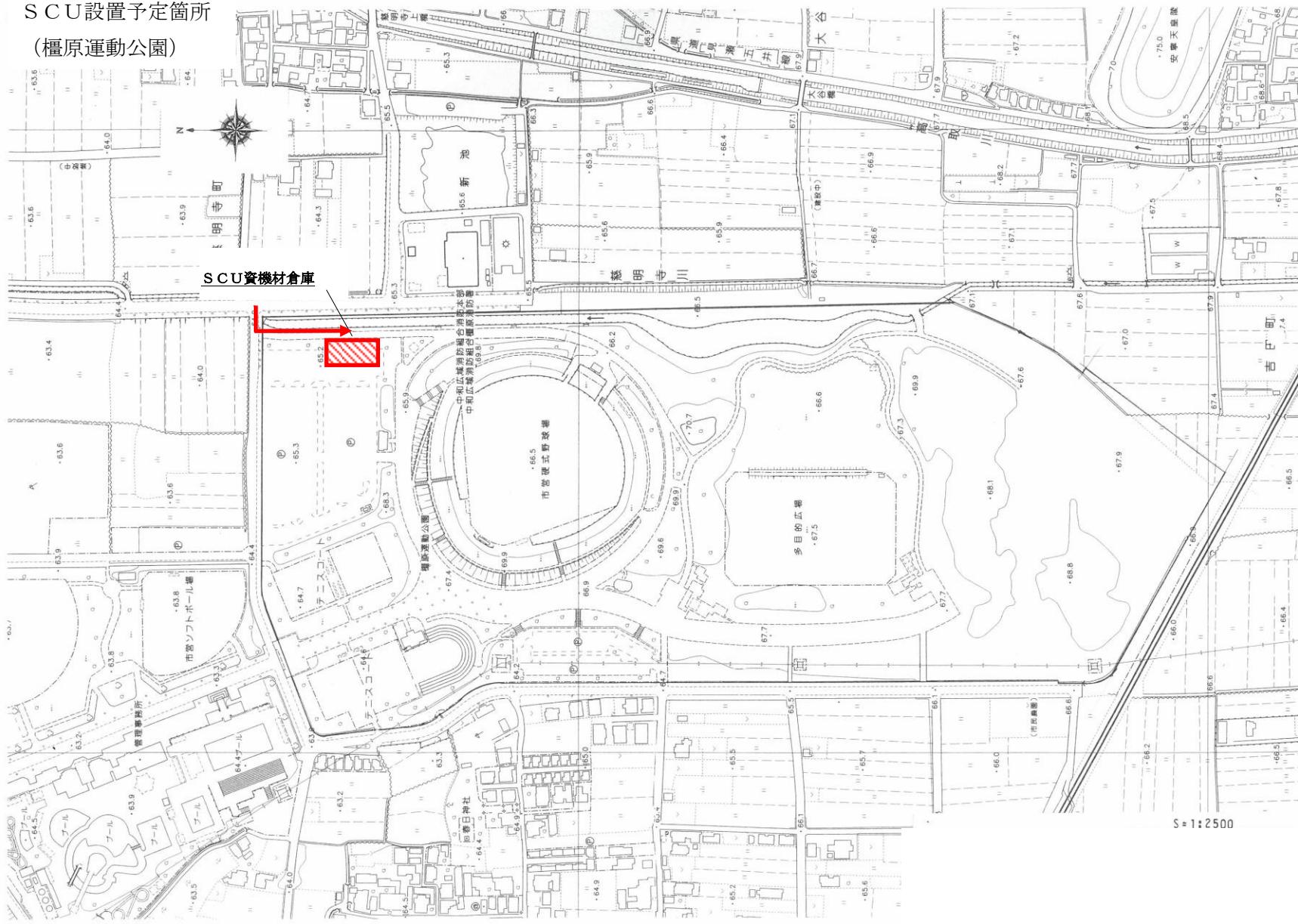
S C U設置予定箇所（競輪場）



S C U設置予定箇所（競輪場その2）

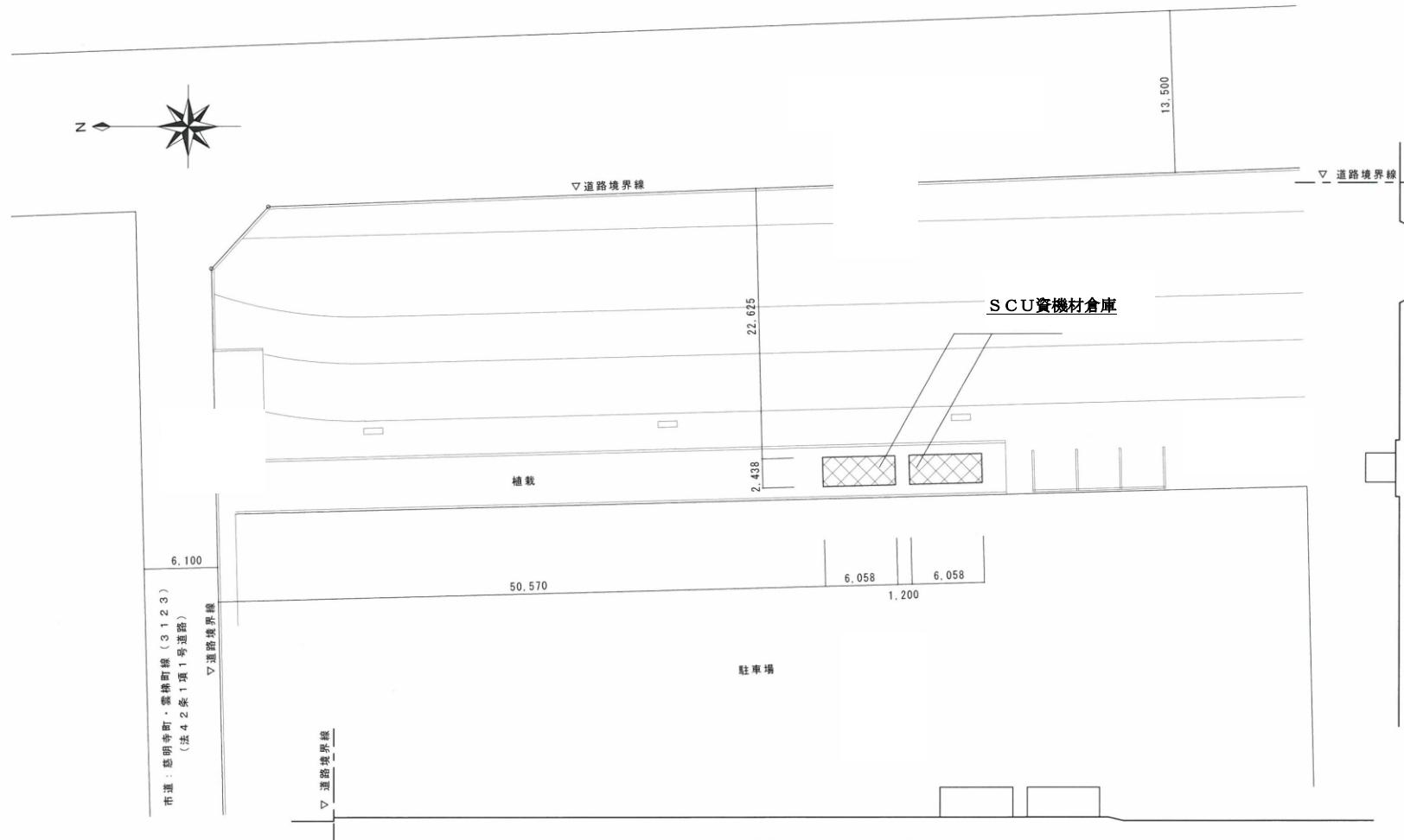


SCU設置予定箇所  
(樅原運動公園)



S C U設置予定箇所  
(樅原運動公園その2)

- 38 -



## ■奈良県SCU用資機材（防災機器）

No	品目	数量		内容
		競輪場	橿原運動公園	
1	エアーテント	3	3	太陽工業 MQ442A
2	投光器	3	3	ハタヤ MLHA-410K
3	インバーター発電機(大)	2	2	YAMAHA EF5500iSDE
4	インバーター発電機(小)	5	5	YAMAHA EF2500i
5	ガソリン携行缶	2	2	容量20リットル
6	扇風機	3	3	日動工業 KO-L450E
7	遠赤外線ヒーター	8	8	コロナ DH-1113R
8	電源ドラム	8	8	日動工業 FW-E33
9	折りたたみ式リヤカー	2	2	東京都葛飾福祉工場 アルミ製6302
10	拡声器	2	2	TOA ER-1106S
11	ブルーシート	10	10	アイリスオーヤマ UVシート
12	折りたたみ式タンク	20	20	容量20リットル
13	LEDランタン	5	5	アイリスオーヤマ LEDランタン
14	毛布	20	20	カロンエコパック毛布
15	ベスト	20	20	差込ベスト
16	消火器	2	2	10号
17	工具セット	1	1	ドライバー／精密ドライバー／六角レンチ／カッター／ウォーターポンププライヤー／ラジオペンチ／万能鉗／ハンマー／モンキーレンチ／コンベックス
18	SCU本部用テント(大)	1	1	ノルメカエイシア GKN-2(奥行2.69m／間口5.35m／全高2.84m／軒高1.8m)
19	SCU本部用テント(小)	1	1	ノルメカエイシア T-13(奥行1.8m／間口3.6m／全高2.9m／軒高1.86m)

## ■奈良県SCU用資機材（医療機器）

No	品目	数量		内容
		競輪場	橿原運動公園	
1	折りたたみベッド	12	12	ロゴス プレミアムイージーアッセムコット 73171005
2	担架	6	6	ノルメカエイシア ノルホスストレッチャー (ロングポールキャスター付)
3	ターポリン担架	12	12	ノルメカエイシア TA-18048
4	患者搬送袋	10	10	ノルメカエイシア Y-3001
5	患者搬送車(レスキューカー)	4	4	東京都葛飾福祉工場 レスキュー
6	バックボード	12	12	ファーノ ハイテクバックボード モデル2010
7	バックボード頭部固定具	5	5	ファーノ ヘッドイモビライザー モデル445 寸法：25cm×39cm×15cm
8	バックボードストラップ	5	5	ファーノ バックボードストラップセット モデル 436-BK 収納ケース附属
9	酸素ポンベ (ポンベカート)	50 (12)	50 (12)	医療用酸素500リットル／本
10	流量計付減圧弁 (加湿瓶付)	12	12	新鋭工業 FLW-B15-SB
11	酸素マスク	成人(30) 小児(10) 乳児(10)	成人(30) 小児(10) 乳児(10)	新鋭工業 成人用 NK-3671 小児用 NK-3670 乳児用 NK-3687
12	点滴架台	12	12	村中医療器 プラムレンジャーガートル台
13	処置用カート	2	2	サカセ化学工業 CUA3-A026EA
14	N95マスク	300	300	ノルメカエイシア Y-1120
15	サージカルマスク	500	500	ノルメカエイシア Y-1132
16	ディスポ手袋	180	180	東レ センシタッチ・プロ
17	消毒液	10	10	カネパスソフト500ml
18	医療従事者ベスト	各10	各10	赤・緑・黄(医師・看護師・事務)

## ■奈良県SCU用資機材（情報通信機器）

No	品目	数量		内容
		競輪場	橿原運動公園	
1	ホワイトボード	8	8	コマイ 4203-3929／マーカー(赤・黒・青 各10本)／マグネット(80個)／マグネットバー(40本)／イレイサー(10個)
2	パイプ椅子 (専用台車)	20 (1)	20 (1)	アイリスチトセ CAL-X01M
3	折りたたみ机 (専用台車)	10 (1)	10 (1)	アイリスチトセ OT-1860
4	大型モニター	1	1	パナソニック TH-L50C65
5	テレビアンテナ	1	1	DXアンテナ UAD1900
6	アンテナケーブル	1	1	長さ5m (BS・CS対応)
7	録画用ビデオ	1	1	Sony handycam HDR-GW66V
8	デジタルカメラ	1	1	オリンパス STYLUS TG-830 Tough
9	ICレコーダー	2	2	Sony ICD-UX543F
10	ノートパソコン	3	3	東芝 dynabook KIRA V634/27KS PV63427KNXS
11	パソコン用モニター	1	1	Acer S271HLDbid
12	プロジェクター (スクリーン)	1 (1)	1 (1)	NEC ViewLight NP-V311WJD (スクリーン100インチ)
13	FAX対応プリンター	1	1	ブラザー ジャスティオ MFC-J6510DW
14	携帯プリンター	2	2	Canon Pixus iP100
15	トランシーバー	10	10	アルインコ DJ-DPS50B
16	衛星携帯	1	1	Cobham(Thrane & Thrane)Explorer700
17	OAタップ	6	6	エレコム T-Y055A
18	USBメモリー	5	5	容量8G
19	プリンターケーブル	2	2	長さ3m (USBタイプ)
20	LANケーブル	10	10	長さ10m
21	BGAN用アンテナ延長ケーブル	1	1	長さ30m

## ■奈良県SCU用資機材（病院保管分）

No	品目	数量		内容
		競輪場	橿原運動公園	
1	生体情報モニター	3	3	日本電光 BSM1763
2	輸液ポンプ	3	3	テルモ TE-281N
3	人工呼吸器	1	1	仏国エアリキット メディカルシステム社 MONNAL T60
4	携帯用吸引器	4	4	ブルークロス 3WAY-750S-2
5	自動体外式除細動器(AED)	1	1	日本光電 AED-3100

## 奈良DMA T設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機事故、列車事故等の大規模な人為災害、新興感染症のまん延など（以下「災害等」という。）が発生した場合に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）（以下「奈良DMA T」という。）を派遣する際の編成、運営等に関し必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

### (活動範囲)

第2条 奈良DMA Tの活動は、次に掲げる範囲において行うものとする。

- (1) 県内外の災害等の被災地内
- (2) 県内外での災害等の被災地から搬送、広域搬送等を実施する場合にあっては、被災地外

### (活動内容)

第3条 奈良DMA Tは、原則として、被災地内で次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に行き、その調整下で被災地域での活動を行う。
  - (2) DMA T本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。また、現地のニーズに応じて柔軟に活動する。さらに、他の保健医療活動チーム等と、情報共有を含めた連携を行う。
  - (3) 新興感染症患者の対応を行う県の組織・部門や、クラスターが発生した介護施設等の支援等
  - (4) 空路で被災地に参集した奈良DMA Tについても、状況に応じてこれらの活動に従事する。その場合、移動手段の確保についてはDMA Tロジスティックチームが支援する。
  - (5) 医療機関に派遣された奈良DMA Tは、当該医療機関での活動中は、当該医療機関長の指揮下に入る。
  - (6) 医療機関に派遣された奈良DMA Tは、当該医療機関の被害状況を把握し、必要に応じて、EMISで発信する。
  - (7) 医療機関に派遣された奈良DMA Tは、把握した被害状況に応じて、物資支援、搬送支援、診療支援等の活動を行う。
  - (8) 奈良DMA Tは、自施設や関係機関等の搬送車両および航空機等に同乗し、医療搬送を実施する。
  - (9) 災害現場で活動する奈良DMA Tは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療等を行う。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、奈良DMA Tは、被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に航空機等を用いて被災地外に搬送中の患者について、症状監視及び必要な処置を行うものとする。（広域医療搬送という。）
- 3 奈良DMA Tは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

### (指定病院)

第4条 知事は、奈良DMA Tの設置並びに編成及び運営につき、協力を申し出た県

内の災害拠点病院等を奈良DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

- 2 知事は、県と指定病院との間で奈良DMA Tの派遣に関する協定を締結するものとする。
- 3 知事は、第1項による指定をしたときは、指定病院に対し、指定証（様式第1号）を交付するものとする。

（編成）

第5条 奈良DMA Tは、指定病院の職員をもって編成するものとする。

- 2 奈良DMA Tは、4名で編成するチームを基準とし、チーム員は医師1名、看護師2名及び業務調整員1名で構成するものとする。
- 3 県内局所集団災害（交通災害、爆発、崩壊等の限られた範囲で発生した災害をいう。）等の発生時におけるチーム構成は、前項の規定にかかわらず、柔軟に対応するものとする。
- 4 奈良DMA Tは、原則として、厚生労働省が日本DMA T活動要領（平成18年4月7日付け医政指発第0407001号通知）で定める日本DMA T登録者として認証された者で構成するものとする。
- 5 1の指定病院内でDMA Tを編成できない場合は、必要に応じ、県内の他の指定病院のDMA T隊員とともに奈良DMA Tを編成するものとする。

（隊員の登録）

第6条 知事は、指定病院からの推薦に基づき、厚生労働省主催の日本DMA T隊員養成研修を修了し、日本DMA T登録者として認証された者を奈良DMA T隊員として奈良DMA T隊員登録者名簿（様式第2号）に登録するものとする。

- 2 知事は、隊員に対し、奈良DMA T隊員登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 指定病院の長は、毎年4月1日現在の隊員の状況を知事に報告するとともに、隊員の記載事項に変更等が生じたときは、奈良DMA T隊員登録者（更新・変更・抹消）届出書（様式第4号）により、知事に対し、届け出るものとする。
- 4 知事は、前項の規定による届出を受理した場合において、更新又は変更に該当する者がいるときは第1項に規定する登録者名簿を訂正し、抹消に該当する者がいるときは登録を抹消し登録者名簿にその旨を記載するものとする。
- 5 知事は、前項の更新又は変更に該当する者に対し、第2項に準じて登録証を交付するものとする。
- 6 隊員は、退職等により資格を失ったときは、速やかに、登録証を知事に返却するものとする。
- 7 登録証の有効期間は、発行した日の属する年度を含めた5年度間とする。

（リーダー及び統括）

第7条 奈良DMA Tの各チームにリーダーを置く。

- 2 リーダーは、チームの医療救護活動を統括する。
- 3 複数のDMA Tが同一の災害等の現場に派遣されたときは、原則として、当該現場に最初に到着した奈良DMA Tのリーダーを統括者とし、当該統括者は、当該災害現場で活動する他のDMA Tのリーダーを統括するとともに、現地救護指揮本部等との連携を図り、奈良DMA Tの医療活動全体を統括するものとする。
- 4 前項の場合において、最初に当該現場に到着した奈良DMA Tのリーダーが日本DMA T活動要領に規定する統括DMA T登録者ではなく、2番目以降に到着した

奈良DMA Tのリーダーに統括DMA T登録者がいるときは、到着順位の早い奈良DMA Tのリーダーである統括DMA T登録者が統括者になるものとする。

(出動基準)

第8条 奈良DMA Tの出動基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内において災害等により、5名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、県内における災害等の被災者の救出に時間要する場合等であって、奈良DMA Tが出動し、及び対応することが効果的であると認められる場合
- (3) 県内において、新興感染症に係る患者が増加し、通常の県内の医療提供体制の機能維持が困難、又はその状況が見込まれる場合
- (4) 国又は他の都道府県から奈良DMA Tの出動要請があった場合

(出動)

第9条 知事は、前条の出動基準に照らし、奈良DMA Tを出動させ対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して奈良DMA Tの出動を要請するものとする。

- 2 指定病院の長は、前項の出動要請を踏まえ、奈良DMA Tの出動が可能と判断した場合は、速やかに、知事に連絡するとともに、知事の指示に従い奈良DMA Tを出動させるものとする。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に奈良DMA Tを派遣した場合は、速やかに、知事に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 前項の規定により知事が承認した奈良DMA Tの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 5 県内局所集団災害等の発生時において、消防機関等の要請を受けて指定病院が奈良DMA Tを出動させた場合は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 6 知事は、奈良DMA Tの出動要請を行う際には、関係機関と調整の上、奈良DMA Tの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝えるものとする。
- 7 現場での活動が終了した後、出動した奈良DMA Tは、指定病院の長を通じて、奈良DMA T活動報告書（引継書）（様式第5号）により活動記録を知事に報告するものとする。

(待機要請)

第10条 知事は、災害等が発生し、第8条の出動基準に該当することが見込まれる場合は、指定病院の長に対し、奈良DMA Tの待機を要請するものとする。

- 2 待機要請の手順は、出動要請の手順に準じて行うものとする。
- 3 指定病院は、次に掲げる場合にあっては、知事からの要請を待たずに、奈良DMA T出動のための待機を行うものとする。
  - (1) 奈良県内で震度5強以上の地震が発生した場合
  - (2) 近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）及び、隣接県（三重県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
  - (3) 中部ブロック（富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）及び中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国ブロック（香川県、愛媛県、徳島県、高知県）で震度6強が発生した場合
  - (4) その他の地域で震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定病院の長が奈良DMA Tの出動を要すると判

## 断する災害が発生した場合

なお、奈良DMA Tの待機解除については、厚生労働省及びDMA T事務局が解除する。

### (装備器材)

第11条 奈良DMA Tが出動するときは、県が基準を定めたユニフォームを着用し、及び医療資器材を携行するものとする。

### (補償)

第12条 知事は、奈良DMA Tの医療救護活動に伴う事故に対応するため、隊員の傷害保険等に加入するものとする。

### (協議)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奈良DMA Tの編成、運営等に関し必要な事項は、知事と指定病院の長が協議の上、決定するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この要綱の施行の際現にDMA Tを設置している病院は、第4条第1項の奈良DMA T指定病院とみなす。

## 附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

## 奈良DMA T運用計画

### 第1 目的等

この計画は、奈良DMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第1項に基づき指定された奈良DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）が、当該都道府県内における災害等の発生時に効果的な活動を行うことができるよう具体的な運用について定めるものである。

### 第2 出動要請の手続き

(1) 奈良DMA Tの派遣出動は、県からの出動要請を基本とするが、突発的な災害等の発生に対応するためには、指定病院が地域の消防機関等からの災害等の情報、若しくは要請に基づき奈良DMA Tを出動させる場合も想定する必要があり、県はこれを認めるものとする。ただし、この場合指定病院は奈良DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を受けなければならない。

(2) 消防機関は、運営要綱第8条（1）及び（2）の災害等が生じた場合、速やかに奈良県広域災害・救急医療情報システムに対しエリア災害登録を行うとともに、奈良県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県防災統括室（休日及び夜間は宿日直室。以下「県災害対策本部等」という。）に対し災害発生状況を報告しなければならない。

尚、運営要綱第9条第5項により、指定病院に出動を要請する場合は、医療政策局地域医療連携課に連絡するものとする。

(3) 県災害対策本部等は前項の基準を超える災害発生の情報を受けた場合、県地域医療連携課に対し災害発生状況を報告しなければならない。

(4) 県及び消防機関は奈良DMA Tの出動に際し、被災現場に関する情報を指定病院に伝えるように努める。

(5) 指定病院は、奈良県広域災害・救急医療情報システムにより災害の発生を覚知したときはDMA Tチームに災害発生を伝えるように努める。

(6) 消防機関は、県内において運営要綱第8条（1）及び（2）の基準による災害等が生じた場合、奈良DMA Tを速やかに災害現場に到着させるため、指定病院からの要請に応じて、消防車両によるDMA T隊員の搬送支援に可能な限り努める。

(7) 県災害対策本部等は県内外において災害等が発生し、県がDMA Tの派遣要請を行なった場合、必要に応じて消防防災ヘリコプターによる奈良DMA T隊員の搬送業務を行うように努める。

### 第3 出動要請の基本的な考え方

県は、県内で災害等が発生し、運営要綱第8条の出動基準に該当する場合は、被災地外又は被災地内の比較的被害程度の軽い地域であり、かつ、現地に速やかに到着できる地域の指定病院に対して、奈良DMA Tの出動を要請する。ただし、状況により、同時に複数の奈良DMA Tの出動要請を行なう場合や順次出動要請を行なう場合もある。

#### 第4 連絡体制等

- (1) 県、各指定病院は奈良県広域災害・救急医療情報システム及び広域災害救急医療情報システム（EMI S）を活用して奈良DMA Tの活動に必要な情報を積極的に収集し、情報の共有を図る。
- (2) 県は、必要に応じて、市町村、消防機関、日本赤十字社奈良県支部、県医師会等に対して情報を提供し奈良DMA Tの活動の支援を要請する場合がある。

#### 第5 DMA T派遣本部

奈良DMA Tを派遣した指定病院は、当該病院内に「DMA T派遣本部」を設置し、以下の業務を行う。

- ・出動した奈良DMA Tの活動の把握及び必要な支援
- ・出動した奈良DMA Tから現地情報を収集
- ・収集した現地情報を県、国へ伝達
- ・奈良県広域災害・救急医療情報システム及び広域災害救急医療情報システム（EMI S）への情報入力

#### 第6 各DMA T本部等の役割

##### (1) DMA T調整本部

- ・県は、運営要綱第8条（1）又は（2）の規定により奈良DMA Tが出動した場合、県災害対策本部、災害拠点病院等から適切な場所を選定し、管内等で活動するすべてのDMA Tを指揮するDMA T調整本部を設置する。
- ・DMA T調整本部は、県災害対策本部及び県保健医療調整本部の指揮下に置かれる。なお、保健医療調整本部とDMA T調整本部が双方設置されている場合は、双方が同じ業務を行う弊害が無いように保健医療調整本部と都道府県DMA T調整本部で調整の上、連携して業務を行うことが望ましい。
- ・県は、原則として、災害医療コーディネーターのうち統括DMA T登録者である者の中から、DMA T調整本部の本部長（以下、本部長）を任命することが望ましい。
- ・県は、あらかじめDMA T調整本部の責任者となる予定の者として指名していた統括DMA T登録者の中から本部長を任命する。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括DMA T登録者を本部長代行として任命することができる。
- ・県は、都道府県DMA T調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。
- ・県は、都道府県DMA T調整本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・DMA T調整本部の業務は日本DMA T活動要領に準ずるほか、必要に応じて県保健医療調整本部内で調整し決定する場合もある。

## (2) DMA T活動拠点本部

- ・DMA T調整本部は、必要に応じてDMA T活動拠点本部を設置する。
- ・DMA T活動拠点本部の責任者は、統括DMA T登録者が担当する。
- ・DMA T活動拠点本部は、DMA T調整本部の指揮下に置かれる。
- ・DMA T活動拠点本部は、DMA T調整本部により、災害拠点病院等から選定され、必要に応じて複数箇所設置される。
- ・DMA T活動拠点本部に指定された医療機関の奈良DMA T（不在時は他医療機関等から派遣された奈良DMA T）の責任者は、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMA T活動拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・DMA T活動拠点本部に指定された医療機関の奈良DMA T（不在時は他医療機関等から派遣された奈良DMA T）の責任者が統括DMA T登録者でない場合は、統括DMA T登録者が到着後に、権限を委譲する。
- ・DMA T活動拠点本部が設置された災害拠点病院は、DMA T活動拠点本部の場所やDMA Tの待機場所の確保、通信インフラ、資器材の提供などの支援を行う。
- ・DMA T活動拠点本部は、本部要員として、DMA T事務局から派遣される要員、県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊の支援を受ける。
- ・DMA T活動拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・DMA T活動拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。
- ・DMA T活動拠点本部の業務は日本DMA T活動要領に準ずるほか、必要に応じてDMA T調整本部内で調整し決定する場合もある。

## (3) DMA T指揮所

- ・DMA T指揮所は、DMA T活動拠点本部又は都道府県DMA T調整本部により、必要に応じて設置される。DMA Tが活動する病院ではDMA T病院支援指揮所、SCUではDMA T・SCU指揮所、災害現場等ではDMA T現場活動指揮所として設置される。その他、必要に応じて、DMA Tの活動場所に指揮所が設置される。
- ・指揮所の責任者である「リーダー」は、DMA T活動拠点本部又は調整本部により任命される。
- ・DMA T指揮所は設置したDMA T本部の指揮下に置かれる。
- ・災害拠点病院またはDMA T指定医療機関にDMA T病院支援指揮所が設置された場合、当該施設所属のDMA T隊員は、自施設の災害対策本部と病院支援指揮所との連携を図る。
- ・DMA T指揮所の業務は日本DMA T活動要領に準ずるほか、必要に応じて設置したDMA T本部内で調整し決定する場合もある。

## (4) DMA T参集拠点本部

- ・DMA T調整本部又はDMA T事務局は、必要に応じてDMA T参集拠点にDMA T参集拠点本部を設置する。
- ・DMA T参集拠点本部は、DMA T調整本部又はDMA T事務局の指揮下に置かれる。
- ・DMA T参集拠点本部の責任者は、統括DMA T登録者が担当する。

- ・DMA T事務局が参集拠点本部を設置した場合、設置後、速やかに県に連絡する。
- ・DMA T参集拠点本部は、災害拠点病院、空港、高速道路のSA、PA等、派遣された奈良DMA Tが最初に集合する場所に置かれる参集拠点に設置する。
- ・DMA T参集拠点本部に先着した奈良DMA Tは、県、厚生労働省等と連携し、DMA T参集拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・先着したDMA Tの責任者が統括DMA T登録者でない場合は、統括DMA T登録者が到着後に権限を委譲する。
- ・DMA T参集拠点本部は、本部要員として、DMA T事務局から派遣される要員、県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。
- ・DMA T参集拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・DMA T参集拠点本部の業務は日本DMA T活動要領に準ずるほか、必要に応じてDMA T調整本部内で調整し決定する場合もある。

## 第7 奈良DMA Tの活動

- (1) 被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に行き、その調整下で被災地域での活動を行う。
- (2) DMA T本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。また、現地のニーズに応じて柔軟に活動する。さらに、他の保健医療活動チーム等と、情報共有を含めた連携を行う。
- (3) 空路で被災地に参集した奈良DMA Tについても、状況に応じてこれらの活動に従事する。その場合、移動手段の確保についてはDMA Tロジスティックチームが支援する。
- (4) 医療機関に派遣された奈良DMA Tは、当該医療機関での活動中は、当該医療機関長の指揮下に入る。
- (5) 医療機関に派遣された奈良DMA Tは、当該医療機関の被害状況を把握し、必要に応じて、EMISで発信する。
- (6) 医療機関に派遣された奈良DMA Tは、把握した被害状況に応じて、物資支援、搬送支援、診療支援等の活動を行う。
- (7) 奈良DMA Tは、自施設や関係機関等の搬送車両および航空機等に同乗し、医療搬送を実施する。
- (8) 災害現場で活動する奈良DMA Tは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療等を行う。

## 第8 広域医療搬送等

- (1) 県、厚生労働省及び関係省庁は、大規模震災時等、重傷を含む多数の負傷者が発生するほか医療施設の被災による機能低下や医療従事者の負傷などにより、十分な医療を確保できないことが予想される場合にあっては、広域医療搬送拠点を設置し、被災地外への搬送を行う。

- (2) 県、厚生労働省及び関係省庁は、広域医療搬送拠点に臨時医療施設（ＳＣＵ・ステージングケアユニット）を設置するとともに広域医療搬送を担当するＤＭＡＴを統括するＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所を設置する。
- (3) 広域医療搬送の要請を受けた奈良ＤＭＡＴは、指定された航空搬送拠点に参集する。
- (4) ＳＣＵ活動を行う奈良ＤＭＡＴは、ＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所の指揮下で活動を行う。
- (5) ＳＣＵ活動を行う奈良ＤＭＡＴは、ＳＣＵにおける患者の症状の安定化や搬送のためのトリアージなど間断なき医療を行う。
- (6) ＳＣＵ活動を行う奈良ＤＭＡＴは、医療資器材・医薬品等の使用状況を把握し、必要があれば、ＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所を通じて県等に調達等の依頼を行う。
- (7) 航空機内の医療活動を担当する奈良ＤＭＡＴは、ＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所の指揮下で活動を行う。
- (8) 航空機内の医療活動を担当する奈良ＤＭＡＴは、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

## 第9 後方支援（ロジスティック）

奈良ＤＭＡＴは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段については、自らが確保しながら継続した活動を行うことを基本とするが、県、消防機関及び医療機関 等は奈良ＤＭＡＴの活動が効果的なものとなるよう可能な限り支援、調整を行う。

## 第10 県の役割

- 県医療政策局地域医療連携課は、奈良ＤＭＡＴの運用について以下の業務を行う。
- ・奈良ＤＭＡＴの出動要請
  - ・関係機関との連絡調整
  - ・指定病院等に対する奈良ＤＭＡＴが必要な被災現場に関する情報の提供
  - ・輸送手段の確保に関する調整及び情報提供

## 附 則

この計画は、平成21年12月1日から運用する。

## 附 則

この計画は、平成25年3月11日から運用する。

## 附 則

この計画は、令和5年3月31日から運用する。

**資料9**

マニュアル様式1

## 奈良DMAT出動要請書

年　月　日

殿

奈良県知事

災害等の発生に伴い、貴院からの奈良DMATの出動が必要と認められるので、奈良DMAT設置運営要綱に基づき、奈良DMATの出動を要請します。

記

1 出動要請日時	年　月　日　午前・午後　　時　分
2 出 動 人 員	医師　　名 看護師　名 業務調整員　名　　計　名
3 出 動 先	
4 備 考 (被災地及び傷病者の状況等)	

マニュアル様式2

## 奈良DMAT出動報告書

年　月　日

奈良県知事 殿

病院長

奈良DMATの出動について、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 出動日時	年　月　日　午前・午後　時　分					
2 出動人員	職種等	氏名		連絡先		
	医師					
	看護師					
	業務調整員					
3 出動先						
4 移動方法						
5 備考						

※県担当課は、本様式の送付を受けた後、要請元消防機関へ写しを送付するものとする。

## 奈良DMAT出動要請(依頼)書

受信日時	令和 年 月 日( ) 時 分現在		
要請(依頼) 機関名	TEL 発信者 FAX		
発生場所及び 発生時間	奈良県 (発生時間)	市・町・村 令和 年 月 日 午前・午後	地内 時 分
現場指揮者			
現場の状況			
要請を必要 とする理由			
傷病者の状況	人 数:(男性 人、女性 人)	※不明な場合は推定	
	傷病程度:		
	その 他 :		
備 考			

(要請に係る手順)

### 【平日昼間】

- ① 電話で地域医療連携課に出動要請を依頼するとともに、本様式をFAX送信する。  
(地域医療連携課より、DMAT指定病院へ出動を要請し、結果を消防機関に連絡)

[電話番号] 0742-27-8935(直通) 0742-22-1101(代表)  
[FAX番号] 0742-22-2725

### 【休日・夜間】

- ① 電話で下記担当者に出動要請を依頼するとともに、本様式をFAX送信する。  
(担当者より、DMAT指定病院へ出動を要請し、結果を消防機関に連絡)

[電話番号] (1) 地域医療連携課 課長補佐  
(2) 地域医療連携課 係長  
(3) 地域医療連携課 課長

[FAX番号] 0742-22-2725

- ② ①に繋がらない場合は県立医科大学附属病院へDMATの出動を要請する。

[電話番号]

※①については(1)番から連絡し、繋がらない場合は(2)番以降に連絡して下さい。

県立医科大学附属病院へ連絡後も、DMAT担当者への連絡は継続して下さい。